

減量検針報告書

平成 年 月 日

大阪市建設局長 様

所在地
申請者
会社名

担当者 所属:
氏名:
電話:
印

平成 年 月分 検針を次のとおり報告します。

(月 日 現在)

区 分	前回指示数	今回指示数	差 引	備 考

送付先：559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階
 大阪市建設局 総務部 経理課（下水道使用料担当）
 TEL(06)6615-7545
 FAX(06)6615-7575

注意事項

- (1) 減量検針報告書は、水道局検針日に検針し、当月末までに提出、または、毎月末に検針し、翌月15日までに上記あて送付すること。
 なお、報告がない場合、及び、減量水量が認定要件に満たない場合には、当概月分の減量を行わない。
- (2) 毎月の報告数値の関係明細資料等については1年間保存し、本市が閲覧を申し出たときは、これに応じること。
- (3) 本市職員が行う立ち入り認定調査については協力すること。
- (4) 認定内容に変更が生じたときは、直ちに、汚水排水量(減量)認定変更申請書(別紙第2号様式)を提出すること。
- (5) 認定の更新をしようとする者は、認定期間満了日の1か月前までに、汚水排出量(減量)認定(新規・更新)申請書(別紙第1号様式)を提出すること。
- (6) その他、本市の指示事項に従うこと。

上記各事項を遵守しないとき、その他、申請内容等に誤りがあったときは、認定の取り消しをする。